

議第154号

グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例の制定について
 グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

グリーンピアせとうち設置条例の一部を改正する条例
 グリーンピアせとうち設置条例（平成17年呉市条例第71号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
（目的及び設置）					（目的及び設置）						
第1条 市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため、次の施設を設置する。					第1条 市民の保養及び健全なレクリエーションの場を提供し、健康の増進を図るとともに、観光客の利用に供するため、次の施設を設置する。						
名称		位置			名称		位置				
グリーンピアせとうち		呉市安浦町大字三津口字高須 <u>326番48</u> ほか			グリーンピアせとうち		呉市安浦町大字三津口字高須 <u>10326番48</u> ほか				
別表（第13条，第14条関係）					別表（第13条，第14条関係）						
1 宿泊施設（ホテル棟）使用料					1 宿泊施設（ホテル棟）使用料						
客室の区分	使用料（一人1泊につき）					客室の区分	使用料（一人1泊につき）				
	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人利用		1人利用	2人利用	3人利用	4人利用	5人利用
和室8畳	<u>14,190</u> 円	<u>10,900</u> 円	<u>9,250</u> 円	<u>8,220</u> 円	—	<u>14,450</u> 円	<u>11,100</u> 円	<u>9,420</u> 円	<u>8,370</u> 円	—	
和室10畳	<u>15,940</u> 円	<u>12,130</u> 円	<u>10,900</u> 円	<u>9,250</u> 円	—	<u>16,230</u> 円	<u>12,350</u> 円	<u>11,100</u> 円	<u>9,420</u> 円	—	
洋室ツイン	<u>12,030</u> 円	<u>9,250</u> 円	—	—	—	<u>12,250</u> 円	<u>9,420</u> 円	—	—	—	

洋室デラックスツイン	<u>12,030円</u>	<u>9,250円</u>	—	—	—
洋室トリプル	<u>14,190円</u>	<u>10,900円</u>	<u>9,250円</u>	—	—
特6畳洋室ツイン	—	<u>15,940円</u>	<u>14,700円</u>	<u>12,540円</u>	<u>11,410円</u>
身体障害者用洋室ツイン	<u>12,030円</u>	<u>9,250円</u>	—	—	—

2 宿泊施設（ロジ棟）使用料

客室の区分	使用料（一人1泊につき）			
	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用
和室10畳トイレ付き	<u>10,900円</u>	<u>9,250円</u>	<u>7,610円</u>	<u>6,580円</u>
	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
和室24畳	<u>10,900円</u>	<u>9,250円</u>	<u>7,610円</u>	<u>6,580円</u>
	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>

3 大浴場（お湯都びあ）使用料

区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>1,020円</u>
小人	510円

4 会議・研修施設使用料

洋室デラックスツイン	<u>12,250円</u>	<u>9,420円</u>	—	—	—
洋室トリプル	<u>14,450円</u>	<u>11,100円</u>	<u>9,420円</u>	—	—
特6畳洋室ツイン	—	<u>16,230円</u>	<u>14,970円</u>	<u>12,770円</u>	<u>11,620円</u>
身体障害者用洋室ツイン	<u>12,250円</u>	<u>9,420円</u>	—	—	—

2 宿泊施設（ロジ棟）使用料

客室の区分	使用料（一人1泊につき）			
	1人利用	2人利用	3人利用	4人利用
和室10畳トイレ付き	<u>11,100円</u>	<u>9,420円</u>	<u>7,750円</u>	<u>6,700円</u>
	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>
和室24畳	<u>11,100円</u>	<u>9,420円</u>	<u>7,750円</u>	<u>6,700円</u>
	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>

3 大浴場（お湯都びあ）使用料

区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>1,030円</u>
小人	510円

4 会議・研修施設使用料

区分	使用料		
	9時から12時 まで	12時から17 時まで	17時から21 時まで
サンライズホ ール	8,530円	14,190円	11,310円
セミナー室 (大)	4,010円	6,780円	5,340円
セミナー室 (中)	1,950円	3,290円	2,570円
特別会議室	3,080円	5,140円	4,110円

5 テニスコート使用料

区分		使用料（1面1時間につき）	
		クレイコート	オムニコート
平日	9時から17 時まで	860円	1,080円
	17時から2 1時まで	1,290円	1,720円
土・日・祝日	9時から17 時まで	1,290円	1,720円
	17時から2 1時まで	1,720円	2,160円

6 スポーツグラウンド使用料

区分	使用料
1時間につき	1,620円
1日につき	10,800円

区分	使用料		
	9時から12時 まで	12時から17 時まで	17時から21 時まで
サンライズホ ール	8,680円	14,450円	11,510円
セミナー室 (大)	4,080円	6,900円	5,430円
セミナー室 (中)	1,980円	3,350円	2,610円
特別会議室	3,130円	5,230円	4,180円

5 テニスコート使用料

区分		使用料（1面1時間につき）	
		クレイコート	オムニコート
平日	9時から17 時まで	870円	1,100円
	17時から2 1時まで	1,310円	1,750円
土・日・祝日	9時から17 時まで	1,310円	1,750円
	17時から2 1時まで	1,750円	2,200円

6 スポーツグラウンド使用料

区分	使用料
1時間につき	1,650円
1日につき	11,000円

7 レインボーホール使用料

区分		使用料	
		バドミントン使用	バレーボール使用
1面	1時間につき	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>
全館貸切り	1時間につき	<u>2,160円</u>	<u>2,160円</u>
	1日につき	<u>15,120円</u>	<u>15,120円</u>

8 プール使用料

区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>610円</u>
小人	300円

9 車両入場料

区分	使用料（1台1回につき）
普通自動車、小型自動車及び軽自動車	510円
バス及びマイクロバス	<u>1,540円</u>

備考

(1)～(10) 略

(11)レインボーホールの使用料の額には、バドミントン又はバレーボールの用具に係る使用料を含む。

(12)～(18) 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（備考の改正規定を除く。）は、平成31年10月1日から施行する。

7 レインボーホール使用料

区分		使用料	
		バドミントン使用	バレーボール使用
1面	1時間につき	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>
全館貸切り	1時間につき	<u>2,200円</u>	<u>2,200円</u>
	1日につき	<u>15,400円</u>	<u>15,400円</u>

8 プール使用料

区分	使用料（一人1回につき）
大人	<u>620円</u>
小人	300円

9 車両入場料

区分	使用料（1台1回につき）
普通自動車、小型自動車及び軽自動車	510円
バス及びマイクロバス	<u>1,560円</u>

備考

(1)～(10) 略

(11)レインボーホールの使用料の額には、バドミントン又はバレーボールの用具に係る使用料を含む。

(12)～(18) 略

(提案理由)

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること、広島法務局が重複する地番の解消作業を実施したことにより地番が変更されたこと等に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。